第10期流山市高齢者支援計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

1　件名

第10期流山市高齢者支援計画（素案）についての意見の募集

2　目的

この要領は、第10期流山市高齢者支援計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3　趣旨

高齢者支援計画は、老人福祉法第２０条の8に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体化した計画です。これまでの計画に加えて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法第第13条に規定される「認知症施策推進計画」を新たに策定して一体化させた計画です。

4　計画の概要

高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と要介護高齢者等に関するサービス見込み量や施設整備方針等を定める「介護保険事業計画」、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを推進する「認知症施策推進計画」を一体的に策定することで、元気な高齢者の生きがい支援・介護予防から介護保険サービスの利用・認知症施策の推進まで、心身の状況に合わせた切れ目ない支援をするための計画です。

5　計画案

別紙のとおり

6　計画（案）の公表方法

(1)閲覧場所

市役所（福祉政策課、高齢者支援課、介護支援課、情報公開コーナー）、各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、各障害者相談支援事業委託事業所、流山市くらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンター、地域福祉センター（ケアセンター）

(2)市ホームページ
　　トップページ＞市政情報＞市への意見・提案＞パブリックコメント手続

7　意見を提出できる方
(1)市内に住所を有する者
(2)市内に事務所又は事業所を有する者
(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(4)市内に存する学校に在学する者

8　意見の募集期間
　令和8年11月20日(金)～令和8年12月21日(月)【必着】

9　意見の提出方法
(1)別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。
(2)市ホームページ記載の外部リンクより「ちば電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力の上、御提出ください。

10　その他
(1)ご提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
(2)電話、口頭などによる「9　意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予めご了承ください。

11　問い合わせ先及び提出先
　〒270－0192　流山市平和台1－1－1
　流山市役所　健康福祉部　福祉政策課
　電話　04(7196)6605　FAX　04(7159)5055
　電子メール　hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp